

砥 部 町 議 会
平 成 1 7 年 第 2 回 臨 時 会
会 議 録

平成17年第2回臨時会 会議録

招集年月日	平成17年8月1日		
招集場所	砥部町議会議事堂		
開 会	平成17年8月1日 午後2時 議長宣告		
応招議員	1 番 山口元之 2 番 政岡洋三郎 3 番 西岡章一 4 番 土居美智子 5 番 中村 茂 6 番 西村良彰 7 番 井上洋一 8 番 樋口泰幸 9 番 栗林政伸 10 番 土居英昭 11 番 宮内光久 12 番 大野和博 13 番 中島博志 14 番 田室博志 15 番 平岡文男 16 番 山本典男 17 番 玉井啓補 18 番 三谷喜好		
不応招議員	なし		
出席議員	出席議員は、応招議員の18名		
欠席議員	なし		
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職、 氏名	町 長 中村 剛志 助 役 柳田 穂 収入役 佐川 秀紀 教育長 佐野 弘明 総務課長 明賀 徹 監理財政課長 松下行吉 農林課長 西崎 悟 建設課長 萬代喜正 水道課長 辻 充則 下水道課長 東岡 秀樹 生きがい推進課長 大西 潤		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 原 田 公 夫		
会議録署名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。		
議員の指名	7 番 井 上 洋 一 8 番 樋 口 泰 幸		

平成17年第2回砥部町議会臨時会

平成17年8月1日(月)

午後2時00分開会

○議長(田室博志) ただいまから、平成17年第2回砥部町議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。町長より招集のあいさつがあります。中村町長。

○町長(中村剛志) 臨時会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。毎日、厳しい暑さが続いておりますが、議員の皆様には、何かとお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。暑い夏、熱戦を繰り広げた高校野球愛媛県大会もやればできるの済美高校が、2年連続で甲子園切符を手にしました。また、国においても郵政民営化法案の賛否をめぐり衆議院の解散説が流れるなど、熱い戦いが繰り広げられており、まさに猛暑の夏となっております。本日は一般会計補正予算など、専決処分のご承認のお願い5件、総津地区農業集落排水施設工事、公営住宅大南団地新築工事等の請負契約に関する議案4件につきまして、ご審議をお願い申し上げます。なお、午前中、それぞれ工事4件の入札を執行しておりますが、その入札結果のご報告と工事の概要等について説明をさせていただきますので、ご審議賜り、契約締結についてご承認くださいますようお願い申し上げます。私のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(田室博志) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、7番井上洋一君、8番樋口泰幸君を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長(田室博志) 日程第2、会期の決定についてを議題とします。おはかりします。今臨時会は予定議案が少ないため、議会運営委員会の開催を省略いたしましたので、ご了承下さいますようお願いいたします。つきましては、今臨時会の会期は本日1日に決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長(田室博志) 異議なしと認めます。よって会期は、本日1日に決定しました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長(田室博志) 日程第3 諸般の報告を行います。まず、地方自治法第121条の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、ご報告します。

次に、去る6月10日の6月定例会において議決された議員派遣の件について、7月5日に生涯学習センターで開催された「平成17年度第1回町議会議員研修会」には17名

の議員が参加し、「地方議会議員共済年金制度の現状と将来展望」と題した講演を聴講しました。議員派遣の報告は以上です。これで、諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 承認第53号 専決処分第53号の承認について

(説明、質疑、討論、採決)

○議長(田室博志) 日程第4承認第53号専決処分第53号の承認についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。大西生きがい推進課長。

○生きがい推進課長(大西潤) 承認第53号専決処分第53号の承認についてご説明申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。平成17年8月1日 砥部町長 中村剛志。次のページをご覧ください。専決第53号伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合規約の変更に係る専決処分についてご説明申し上げます。初めに専決処分の理由でございますが、伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合規約を変更する協議につきましても、議会を招集する暇がないと認め、専決処分を行ったものであります。変更内容につきましては、伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合の構成団体である松前町が、地方自治法第168条第2項ただし書きの規定により収入役をおかず、助役に収入役の事務を兼掌させるため、組合規約を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いました。平成17年6月24日 砥部町長 中村剛志。それでは、別紙の規約の改正をご覧ください。伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合規約の一部を改正する規約についてご説明申し上げます。伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合規約の一部を次のように改正する。第7条第4項を次のように改める。この第7条につきましては、組合の執行機関の組織及び選任方法を定めており、組合長1人、副組合長2人、収入役1人を置くこととなっております。4項 前項の場合において当該市町が、この前項である3項につきましては、収入役は組合長の属する市町の収入役をもってこれを充てると定めており、当該市町は松前町となりますが、地方自治法第168条第2項ただし書の規定により、条例で収入役を置かず助役をしてその事務を兼掌させているときは、当該収入役の事務を兼掌する助役、以下兼掌助役という、をもって組合の収入役に充てる。第7条 第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。5項 組合長、副組合長及び収入役の任期は、当該組合市町の長又は収入役として在任する期間とする。ただし、前項の規定による収入役の任期は、当該市町の兼掌助役として在任する期間とする。附則。この規約は、知事の許可のあった日から施行する。この施行日につきましては、先日、県より電話連絡がありまして、7月19日付で許可が下りたとの連絡がございました。以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長(田室博志) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長(田室博志) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

承認第53号の採決を行います。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。 よって承認第53号専決処分第53号の承認については、原案のとおり承認されました。

~~~~~

日程第5 承認第54号 専決処分第54号の承認について

日程第6 承認第55号 専決処分第55号の承認について

(説明、質疑、討論、採決)

○議長（田室博志） 日程第5承認第54号及び日程第6承認第55号の専決処分の承認2件を一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。明賀総務課長。

○総務課長（明賀徹） 専決第54号及び第55号についてご報告申し上げます。今回専決処分をいたしました2件につきましては、本年8月1日付で吉田町、三間町および津島町が宇和島市と合併することに伴い、愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び脱退に伴う財産処分について規約の一部を改正する必要性が生じたため、また、許可申請期日の関係上、議会を招集する暇がないため、専決処分をいたしました。まず、専決第54号では、愛媛県市町総合事務組合を組織する地方公共団体を定めております別表第1から別表第3。別表第1につきましては組合を組織する地方公共団体を定めております。別表第2につきましては組合の共同処理する事務を定めております。別表第3につきましては組合議員の選挙区及び定数を定めております。これら3つの表の規定中、吉田町、三間町、津島町を削る改正を行っております。専決第55号では、脱退に伴う財産処分について、土地、建物等一切の財産については組合に帰属させるものとしております。今回の改正によりまして、構成団体数は、15市町、15一部事務組合になります。以上で説明を終わりますが、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

承認第54号及び承認第55号の2件を一括して採決を行います。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。 よって承認第54号及び承認第55号の専決処分の承認2件については、原案のとおり承認されました。

日程第7 承認第56号 専決処分第56号の承認について

(説明、質疑、討論、採決)

○議長（田室博志） 日程第7承認第56号専決処分第56号の承認についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 失礼します。専決第56号についてご説明するとともにご承認をお願いいたします。承認第56号専決処分第56号の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成17年8月1日 砥部町長 中村剛志。内容についてですが、平成17年度一般会計補正予算第2号を専決処分しております。お手元の資料を3枚おめくりください。補正の内容でございますが、平成17年度砥部町一般会計補正第2号、平成17年度砥部町の一般会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。

第1条 規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,382千円を追加し、歳入歳出それぞれ6,386,342千円とする、というものであります。平成17年7月14日 砥部町長 中村剛志。歳出についてご説明いたします。9、10ページをお願いいたします。今回の専決補正は先の7月上旬に発生しました大雨災害に伴いますもので、早急に対処しなければならなかったものについてのみであります。まず、9款消防費ですが、内容は2目非常備消防費を500千円追加しております。消防団員等の食料費でございます。次に、4目水防費ですが、611千円追加いたしました。消耗品費等ございまして、土のうとか各種の水害時の消耗品を追加しております。都合、1,111千円を消防費に追加いたしました。次に11款災害復旧費ですが、19,271千円を追加しております。1項公共土木施設災害復旧費の2目公共土木施設現年災害復旧費10,800千円を追加しております。これは町道町裏線、相生橋の測量調査設計委託料と町道中野川大内野線ほか33カ所の測量調査設計委託料でございます。続きまして2項農林水産業施設災害復旧費でございますが、8,471千円を追加しております。1目農業用施設現年災害復旧費と2目林業用施設現年災害復旧費それぞれ7,872千円と599千円の増額補正でございます。内容は1目農業用施設現年災害復旧費が農道中谷線柿畑橋測量調査設計委託料、中樋北堰他3カ所の測量調査設計委託料、それと農道荒倉線他25線の測量調査設計委託料でございます。次に、2目林業用施設現年災害復旧費ですが、林道樽山線測量調査設計委託料でございます。この財源でございますが、1ページの方にお戻り下さい。18款繰越金から20,382千円を充当いたしまして財源といたしております。以上のとおりでございます。ご承認の程、よろしくをお願いいたします。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。18番 三谷議員。

○18番（三谷喜好） 大変な災害でございまして、2回にわたりました大雨でございまして、担当課のほうでその2度の時に崩壊した残土の処理ですね。それが何m<sup>3</sup>くらいあってそれがほとんど捨ててしまったのか。再度使えるように処理されているのかお尋ねをし

たいと思います。

○議長（田室博志） 萬代建設課長。

○建設課長（萬代喜正） 三谷議員さんのご質問にお答えします。今現在、町道関係でございますけど、崩土が7月3日と10日で何回にもわかれまして、崩壊いたしました。これにつきましては、今現在、業者をお願いして、随時、崩土を取り除くということで、後から数量を出していただいて、私どもがその機械借上げ料ということで、数量に私どもの単価をかけて精算するという状況で、発注させていただいている状況でございます。今正確な報告が一切出ておりませんが、後で数量等調書として出てきて、私どもが後で単価を入れて精算するという形を取らせていただきたいと思います。そのため、全体の数量は今現在把握しておりませんが、その置く場所につきましても、近隣の農地で協力を得て、置ける場所があれば置いていただいて、そうでないものについては、土置き場のほうに置いてという処理の仕方をさせていただいております。以上でございます。

○議長（田室博志） 西崎農林課長。

○農林課長（西崎悟） 三谷議員さんのご質問にお答えいたします。農業用施設並びに林業用施設につきましても、建設課の報告どおりでございます。現在、崩土の取り除きにつきましては、業者へ委託をしております。この後、各業者から路線別に作業報告書が提出され、その中で数量がはっきりするものと考えております。なお、機械借上げ料等につきましては、12月補正予算をお願いしてはと思っております。また、特に前年度と変わったところで、農道および林道等につきましては、現在まで積み込み機械プラス、ダンプトラックの組み合わせで残土処理をしておりますが、今年度より、財政難のことから、積み込み機械のみということで、周辺の山林、農地等への土の移動ということにしております。農業用施設及び林業施設については以上でございます。

○議長（田室博志） 18番 三谷君。

○18番（三谷喜好） まだ、集計はできておらんということでございますが、仮に、これ業者の代弁をするんじゃないですよ、12月に補正したら支払がおそらく来年になるでしょう。お金の支払が業者に。そうすると半年間は業者の方にはお金が払えない、払ってあげたくても払えない、予算がないから払えない。こういうことになりましたが、これは誰がやってもですね。半年後にお金をもらうなどというのは、あまりなじまないことじゃないのかなというのが1点。それと、その土を山の中にほかす、あるいはその近隣で自由にしなさいよということではなくて、集めた土がまた埋め立てにしているということも、将来発生するわけです。そのときはお金出して土を買わんといかんのでしょ。だからその土置き場へ土を持って行って、もちろん木はだめです。そういうものはだめですけど、持って来れるものはそういう所へ置く。場所が現在あるでしょ。伝統産業会館の裏。どこのどなたにお貸ししているのか知らんけど、木を植えておりますよ。お金をもらいよるのかももらいよらんのわかりませんが、やっぱりああいう所にそういう土を盛っておけば、次に埋め立てのに使える、いわゆる捨てる時にお金が必要、また埋め立てでも金が要る、それのセーブじゃないかということをお願いしたいのでございます。今後やっぱりそういう土にしても有効に使えるように、土地があるのですから、ご検討の程よろしくお願いま

す。

○議長（田室博志） 萬代建設課長。

○建設課長（萬代喜正） 今、三谷議員さんからご提案いただきました点につきましては、今後十分検討して対応したいと思いますのでよろしく申し上げます。

○議長（田室博志） 他にありませんでしょうか。

[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

承認第56号の採決を行います。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって承認第56号専決処分第56号の承認については、原案のとおり承認されました。

~~~~~

日程第8 承認第57号 専決処分第57号の承認について

(説明、質疑、討論、採決)

○議長（田室博志） 日程第8承認第57号専決処分第57号の承認についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。辻水道課長。

○水道課長（辻充則） 承認第57号専決処分第57号の承認についてご説明申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。内容につきましてでございますが、別紙補正予算書の1ページをお開け下さい。平成17年度砥部町水道事業会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。第1条 平成17年度砥部町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。第2条 平成17年度砥部町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入支出の予定額を次のとおり補正する。まず、収入でございますが、今回553千円を専決させていただきました。これにつきましては、先般の7月の豪雨によりまして、玉谷・大内野地区で自己水源を大雨で損壊になられた方がおいでました。その方が、簡易水道へ加入をしたいということでの加入金と工事代金を今回専決させていただきました。次に支出でございますが、7,500千円を今回専決させていただいたものでございますが、先程の大内野地区での給水工事代金と、総津、大内野地区の取水堰並びに排水管等の復旧に要する経費を今回専決させていただいたものであります。次に2ページをお願いいたします。第3条 予算第4条本文括弧中、不足する額126,238千円を不足する額136,238千円に改め、過年度損益勘定留保資金86,238千円を、過年度損益勘定留保資金96,238千円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。内容につきましては、国道33号線の拡張工事に伴います、

排水管の布設替え工事、並びに特設排水管の布設工事、また、当初予算におきまして頭の向地区の老朽化の布設替え工事を予定いたしておりますが、精査の結果、不足分を今回合わせて10,000千円を専決させていただいたものでございます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。
承認第57号の採決を行います。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって承認第57号専決処分第57号の承認については、原案のとおり承認されました。

~~~~~

日程第9 議案第80号 健康管理等情報連絡施設整備工事請負契約の締結について  
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（田室博志） 日程第9 議案第80号 健康管理等情報連絡施設整備工事請負契約の締結についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 失礼します。議案第80号 健康管理等情報連絡施設整備工事請負契約の締結についてご説明いたします。健康管理等情報連絡施設整備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決を求めます。1としまして契約の目的でございますが、健康管理等情報連絡施設整備工事でございます。契約の方法は指名競争入札でございます。3契約の金額でございますが、消費税及び地方消費税の額を含めまして54,915千円でございます。ちなみに設計工事に対する請負率は90.7%ございました。契約の相手方でございますが、香川県高松市一宮町258番地1 株式会社富士通ゼネラル四国支店 支店長 鋤田広明様。平成17年8月1日提出。 砥部町長 中村剛志。提案理由でございますが、健康管理等情報連絡施設整備工事請負契約の契約を締結したいので、砥部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものでございます。工事の概要でございますが、お手元に3部ほど資料がいつておるとおもいますが、総務課提出の健康管理等情報連絡施設整備工事概要をご覧ください。この事業は、平成16年度と17年度の2ヵ年事業でございます。平成16年度に広田支所の親局、それから中継局の整備、屋外拡張子11基の整備で工事費58,691千円で工事をいたしております。平成17年度は、屋外拡声子局それから戸別受信機564個を整備するものでございます。次のページのA3版の資料をお願いいた

します。ここにございますオレンジの色をつけておるところが16年度で事業をした部分でございまして、緑色に塗ってあります右側のところ、子局整備ということで、平成17年度整備予定、アンサーバック付という機能付のものが9基。それから下のところで、屋外受信拡声装置、平成17年度整備予定5基、それから一番下のところ、戸別受信機A型というのを564台、広田地区に整備するという工事でございます。次に入札の方の状況でございますが11社をご案内いたしました。ご案内いたしました業者は、先程申しました富士通ゼネラル四国支店、株式会社日立国際電気四国支社、松下電器産業株式会社四国支社、株式会社東芝四国支社、三菱電機株式会社四国支社、日本電気株式会社松山支店、愛媛通信建設株式会社、株式会社四電工愛媛支社、四電エンジニアリング株式会社松山支店、マルミ通信機器株式会社、栗原工業株式会社松山営業所の11社でございます。このうち、辞退が4社出てございまして、日立国際電気四国支社、松下電器産業株式会社四国支社、株式会社東芝四国支社、日本電気株式会社松山支店については辞退をしております。以上、入札の結果でございます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第80号の採決を行います。本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって議案第80号 健康管理等情報連絡施設整備工事請負契約の締結については、可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第81号 砥部町公営住宅大南団地新築工事請負契約の締結について

(説明、質疑、討論、採決)

○議長（田室博志） 日程第10 議案第81号 砥部町公営住宅大南団地新築工事請負契約の締結についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 失礼します。議案第81号 砥部町公営住宅大南団地新築工事請負契約の締結についてご説明いたします。砥部町公営住宅大南団地新築工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決を求めます。契約の目的は、砥部町公営住宅大南団地新築工事でございます。契約の方法は、指名競争入札でございます。契約の金額は、消費税及び地方消費税の額を含めまして245,700千円でございます。設計工事に対する請負率でございますが、97.9%でございます。契約の相手方は、松

山市竹原二丁目1番19号 株式会社二神組 代表取締役二神一誠様でございます。平成17年8月1日提出。砥部町長 中村剛志。提案の理由でございますが、砥部町公営住宅大南団地新築工事請負契約の契約を締結したいので、砥部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものでございます。工事の概要でございますが、お配りしております資料の建設課資料、砥部町公営住宅団地新築工事概要をお願いいたします。建築の場所は、大南80番地でございます。次のページに地図を付けております。敷地面積は、1,783.74㎡。建物の構造ですが、鉄筋コンクリート造2階建、2LDK16戸でございます。A3版の分を2枚めくっていただきますと、1階と2階の平面図を添付しております。AタイプとBタイプとございまして、それぞれ床面積は67.5㎡と67.6㎡でございます。1枚A3版を戻っていただきますと、配置図を付けておりますが、共同で使う施設として、駐車場を16台、物置16戸分、それから自転車置き場を30台用意しております。以上が工事の概要でございます。次に入札の状況でございますが、入札には12社を案内しております。まず、株式会社小泉組、株式会社洋武建設、愛創建設株式会社、愛媛土建株式会社、株式会社大下建設、株式会社相中組、株式会社有光組、大和土建株式会社、黒川建設株式会社、株式会社成武建設、そして落札いたしました二神組、最後に株式会社門屋組の12社でございます。以上が入札の状況となっております。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。17番、玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） これちょっとお伺いしますと、団地新築に伴います入札率97.9%というようなことでございますが、工法につきましては鉄筋コンクリート、宮内団地と同じ工法じゃないかと思っておりますが、宮内の時はだいたい80%くらいで入札されておるんですが、おったと記憶しておるんですが、これに20%くらい高額だったということから考えて、宮内団地、それから北川毛の時は木造の場合だったので当然単価が上だと思うのですが、この大南団地についての坪単価はどのくらいでされているのかお尋ねいたします。

○議長（田室博志） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 失礼します。玉井議員さんのご質問にお答えします。消費税込の価格で、延べ床面積1,223.4㎡で計算しますと662千円程になります。延べ床面積1,223.46㎡で計算いたしますと、坪単価としては662千円程になろうかと。ちょっとお待ち下さい。もう一度計算してみますので。あの、計算上はそういうふうになります。以上でございます。

○17番（玉井啓補） 宮内と北川毛あわせて、報告してください。

○監理財政課長（松下行吉） 宮内と北川毛についてもですか。

○17番（玉井啓補） 坪単価いくらかについて比較できるように。

○監理財政課長（松下行吉） それについては、ちょっと調べさせていただいていいですか。

○議長（田室博志）　ここで暫時、休憩をいたします。

午後 2 時 4 2 分　休憩

午後 3 時　4 分　再開

○議長（田室博志）　再開します。松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉）　失礼します。玉井議員さんのご質問に引き続きお答えさせていただきます。まず最初に、この工事の請負の内容についてなんですけれども、外構工事の一部入っております。それは、今から申します北川毛、宮内につきましても同じように外構も入っております。それは、外構を除いたというのがよろしいのでございましょうけれども、共通仮設とかそういう問題がございまして、単純に引けませんので、建設延べ面積に対しての価格ということでご了解いただいたらと思います。まず、先程申しました大南、今回の分でございますが、まず設計の方が 6 7 7 千円／坪でございます。端数は切り捨てさせていただきます。それから、先程申しましたように、契約請負で計算しますと 6 6 2 千円でございます。次に、北川毛の住宅でございますが、設計金額からはじきますと、これも消費税を含みますが、7 2 0 千円／坪になります。それを請負金額でみますと 7 0 4 千円／坪になります。それから、宮内住宅でございますが、設計価格で坪単価をみますと 6 9 8 千円。これも消費税は入れております。それから請負価格でみますと 5 5 8 千円ということでかなり宮内の場合は下がっております。以上のような結果となっております。失礼します。

○議長（田室博志）　他には。玉井啓補君。

○17番（玉井啓補）　その宮内と、まあこれ北川毛につきましては先程言いましたように木造建築ですので、割高になったと思うのですが、宮内の場合、坪単価でみても 5 5 8 千円と 6 6 2 千円ということは、ちょうど 1 0 0 千円以上の差が出ておるということは、なんでこういう金額が出たんかということが 1 つと、それと最低金額。宮内の場合は 8 0 % が最低だったと思うのですが、敷札ですね。今度もそれでやられとるんかどうかということとをまずお尋ねしたらと思います。それが 9 7 % が最低ということ、ここではや、ものすごく金額が違ってきておる。敷札が 8 0 % でやられておるかどうかということ。もしそれがやられてて、やられておったのに 9 7. 9 % が一番低いということであれば、これ本当、談合と言わざるを得んと。これみんな上ですから、1 1 社がみんな上で入れたという事はその原因がわからん。それはどういうことかということなんです、それともう 1 つは、この場合は本体の二神組だけがやるとは限らんでしょ。下請業者がやると思うんですが、下請業者についてはこの入札があった 1 1 社の人が下請やるんかどうか、わかるのであれば、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（田室博志）　松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉）　玉井議員さんのご質問にお答えします。まず、最低制限価格と予定価格の関係でございますが、予定価格については、いくらをとるかというのは、考え方によるんですけれども、宮内の場合も砥部の場合も、1 0 0 % でおしておるといま

す。国庫補助事業の場合、今の現状からいきますと、設計価格に対して下げるといふ根拠、こういうものが示されない以上は会計検査院を通ることはできません。そういうことで極端に予定価格を下げるということはいたしてないと思います。最低制限価格につきましては、契約規則の中で表示しております、10分の8、もしくは3分の2に満たない場合は3分の2と、予定価格に対してですね。こういうふうな表示がございまして、最低制限価格を設ける場合は、このような最低制限価格の取り方になるとこういうふう存じております。それからもう1点、今回の入札指名業者が下請けとして入るかどうかということなんですが、入ることは可能でございますが、それにつきましては、元請業者からの通知なり、承認願いなりが出てきて、はっきりするということになろうと思います。以上でございます。

○議長（田室博志） 17番。玉井啓補君。

○17番（玉井啓補） たまたま宮内の町営住宅の時が参考例というか、一番最近の例だと思うのですが、ちょうど私その時に産建委員会におったものですので、事前協議その他についてお尋ねした時に、最低金額は、だいたいが敷札以上に安く工事できるのでどのくらいを考えておられますか、だいたい80%くらいが適当じゃなかろうかという問い合わせがあったんですが、それがしとるとかしてないとかいうことは別としても、そういう事があった入札結果が80%やったと。いうことで、これはいい結果ですなど、思ったわけなんですが。それともう1つは、なんでこの全員が97.9%と100%に近い金額でやったのかということが腑に落ちん。公共事業があれほど、国土省のでもあれほど問題が起きているのに、これは私の考えで言いすぎかもしれませんが、談合以外のなにものでもないのではないかと、とられても仕方ない問題じゃないかと思うんですが、そのあたりのところどのように考えておられるかお答え下さい。

○議長（田室博志） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 玉井議員さんのご質問にお答えします。まずは談合うんぬんでございますが、私どもは談合マニュアルというものを設けて、談合があった場合には対応するというものでいたしております。当然、談合があったということになれば、入札自体をメンバーを替えてやるとか、そういう対処をする準備はできておりますが、今回の入札に関しては談合という情報なり、形跡はございませんでした。そういうふうなことで、まず談合ということが、噂なりが立った場合には徹底的に調査し、事実があれば入札自体を変えていくという姿勢でございます。今回についてはそういうような事はございませんでしたので、入札を実施させていただきました。そしてこの入札の結果でございますが、これは設計を作って、その上で入札をいたしました。そういうことでこの範囲であれば、これだけの12社の業者さんと呼んで札を入れていただいて、その範ちゅうに入った金額でございますので、私どもとしましては、適正に入札は行われておるといふふうに考えております。以上でございます。

○議長（田室博志） 16番。山本典男君。

○16番（山本典男） さっきですね。監理財政課長さんが、今回入札に参加した業者のうち、下請けに参加したいというような意見は、それが出てきて初めてわかる話だと言わ

れておりました。もし、出てきた場合ですね。認めるか認めないかということなんですが、
どういうふう処理するつもりなのか教えてほしいというのが1点。というのが、例え
ば入札であれば、今回の場合は97.9%という形の数字が出たわけですね。当然、その
人の下請けに入ってくる時は、それよりも低い金額で下請けにせざるを得ん話だと思っ
たんですが、その時にそういうふうな意思があるのに下請けでしか受けられないと思っ
たぶん。あるいは同等の話もあるかもしれませんが。そういう風な状況になった時に、そ
れだったらおかしいじゃないかと。いわゆる自分がですね。取りたいと思ったら初めから
出しとったはずだという風に思うんですね。97.9%以下の数字を。その人が。当然そ
の意思が最初からあるのであれば、出しておいた。談合等々がない場合は出しておいたは
ずですが、それが下請けになって低い金額で受けるということになればおかしいのではな
いかと思うので、それを承認するかしないか、それをどのようにお考えかお聞きしたいな
と思います。

○議長（田室博志） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 山本議員さんのご質問にお答えします。今の砥部町の契約
の進め方でいきますと、この場合では、承認願というこの業者を下請けに使いますという
通知が業者さんから上がってきます。ただ、この工事の場合には、色々な種類の工事がご
ざいますので、この工事一式をそのままある業者に渡すということは絶対にできません。
その中で、建築部門、浄化槽はここにしましようとか、そういうふうな業者さんの使い方
になろうと思うわけです。そういうふうな通知が来た場合には、それはお受けすると。こ
の中から、例えば小泉組にこの部分を下請けに出しましたというふうな通知は来ようかと
は思いますが、全部が出てきた場合には当然、認められないことではございますけれども、
一部の分については認められると考えております。以上です。

○議長（田室博志） 16番。山本典男君。

○16番（山本典男） 一部のものについては認めるというような答弁であったと思いま
すが、ではその一部のものであるということの、そういう話というものの限定的な状況と
いうのは、どういうふうにして判断するのか。例えば、建築なら建築ということで具体的
な予算、電氣的なこととかいろいろあるわけですよ。そういうふうなことが一部である
というふうに判断するというのは、どこにあるのかなあ。例えば、この棟だけはここにす
るんだから、その一部を半投げという100%そのとおりにするということは、これはな
いというふう思うし。それは禁止されとるかどうかわかりませんが、そういう状況ではな
いと思うし。一部だったらかまわないという、そういうふうなことは色々問題があるんで、
そここのところは検討していかなければならない問題が、ちょっと不自然な問題があるんじ
ゃないかと私は思うんですが。そここのところ、おかしくないですかね。

もう一度答弁してください。

○議長（田室博志） 松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 山本議員さんのご質問にお答えします。こういうふうな建
築工事の場合、元請けさんの主な仕事となれば、総合調整とか現場監督で、その設計どお
りに工事を進めていく。そのためにご自分のところにその技術、当然技術はあるわけなん

ですけれども、建築は自分のところである、浄化槽は自分のところではしていないから、例えばあるメーカー業者に浄化槽を据えさせる、外構につきましては土木業者にさせる、そしてアスファルト舗装はこの業者にさせるとこういうふうな構造になろうと思います。

特に電気関係とかは、電気関係の業者さんを入れる、下請けとはそのような形になるのではないかと、大きくは土木の部門と建築の部門とに分かれるかもしれませんが、そういう下請けの願いが出てきて、具体的に、個々この業務をこの工事を下請けさせるというふうに出てくると思います。そういう意味で申しますと、何%以上、元請けがしなければならぬというような規定はないと考えております。で、元請けさんが絶対しなければいけないのは、安全とかそのような面の総合調整を、技術者をおいて管理していくということが、まず第1点であろうというふうに思っております。以上であります。

○議長（田室博志） 他にありませんか。4番、土居美智子君。

○4番（土居美智子） 前回、宮内の町営住宅の入札がありました時に、たまたま産建委員会に傍聴にきておりました。その時、下限を決めましたという理事者からで、玉井議員さんがその時にだいたい20%ですかというお話を聞かれましたら、全くそのとおりです。ところが、入札結果は本当にぴったり20%引かれました80%で落札という結果が生まれました。本当にすごい偶然というものがあるのかなど、私は発言権がありませんから心の中で感じておりました。これによっても、検査に合格するだけの町営住宅が建つということは、これは間違いのないことで、私たちはやはり町営住宅をあるいは何に使ってもですけれども、決して砥部町が経営をして取り得た利益によって物事がなされるのではないということを頭に入れたときに、坪単価が約100千円も違う家が、今回落札されるってということを町民に対して理事者のみなさんがどういうふうに感じておられるのか。ただ単に立派な家が建つわけでもない、100千円上がったからといって余分な綺麗なものが付くわけでもない。全く同じシステムの家が建つのであれば、やはり町民の負担が少しでも少なくなる金額の安くなる落札というものを考えるべきではないかと私は思うんですけれども、そこらあたりを町民の皆様に対してはどのように感じておられるのかお聞かせ下さい。

○議長（田室博志） 中村町長。

○町長（中村剛志） ただいまの土居美智子議員さんのご質問でございますが、前回の北川毛住宅が80%で建って、そんなに立派なものできていると、いや、宮内の住宅か。そして今回の大南では98%近いということで、町民への説明でございますが、これは入札によって決まるわけございまして、私どもが決めるわけではございません。その点をご理解いただきたいと思います。その98%に近い落札金額ということに関しては、私としてもあまりにも高止まりしたんだなあという感覚はございますが、先に監財課長が申しましたように、これに関する談合情報とかその他はございません。というわけで私が今コメントする状況にはございません。以上です。

○議長（田室博志） 他に。18番。三谷喜好君。

○18番（三谷喜好） 過去に1つの入札の件の中で、これほどのいろいろな意見が出たことも珍しいです。理事者の方、これほど出たことないでしょう。何%でお願いします。

それで終わり。何かを感じているんですよ。だからこういう意見が出る。特に監査委員から出るじゃのいうのは普通ないですよ。だからこれは心しておかないといけない。本体価格の40%以上は1社に請け負わすことはできんのでしょ。そうなったりやせんのですか。例えば、2億4千万の40%、9,600万以上の請負で1社に出すことはできませんよという規定はないんですか。砥部町は。もしなければ将来、いろいろなものとセッションを開いてより健全な入札が執行するように要望しておきます。以上。

○議長（田室博志） 他にないでしょうか。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。

議案第81号の採決を行います。おはかりします。本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって議案第81号 砥部町公営住宅大南団地新築工事請負契約の締結については、可決されました。

~~~~~

#### 日程第11 議案第82号 総津地区農業集落排水処理施設（土木・建築）工事請負契約の締結について

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（田室博志） 日程第11 議案第82号 総津地区農業集落排水処理施設（土木・建築）工事請負契約の締結についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 失礼します。議案第82号 総津地区農業集落排水処理施設（土木・建築）工事請負契約の締結についてご説明いたします。総津地区農業集落排水処理施設（土木・建築）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決を求めます。契約の目的でございますが、総津地区農業集落排水処理施設（土木・建築）工事でございます。契約の方法は指名競争入札でございます。契約の金額は、74,550千円でございます。消費税及び地方消費税の額を含んでおります。この落札額につきまして設計工費に対する落札の率は96.0%でございます。契約の相手方でございますが、砥部町総津583番地 株式会社広田建設 代表取締役 成田照義様。平成17年8月1日提出。砥部町長 中村剛志。提案理由でございますが、総津地区農業集落排水処理施設（土木・建築）工事契約の締結したいので、砥部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものでございます。工事の内容でございますが、お手元の資料、下水道課から提出しております資料をご覧ください。総津地区農業集落排水処理施設建設工事概要であります。今回の工事は17年度18年度2カ年の継続事業としております。工事については土木・建築工事と機械・電気工事の2つに分けております。この82号の議案につきましては土木・建築工事でありござ



います。工事は鉄筋コンクリート造の2階建延べ床面積で154㎡でございます。17年度としましては土木・建築は敷地の造成工事と処理施設の土木工事一式を予定しております。1枚めくりましてカラーのA3版の図をご覧ください。右端が敷地内の平面図でございます。今回、この敷地造成と建築それから処理層の部分を土木建築として行います。左側に断面がございますが、このような形の施設でございます。今回の施設は先程申しましたように17・18年度の2ヵ年継続事業でございます。先月の6月補正で継続事業として予算を提出しております。次に入札の執行状況でございますが、8社ご案内いたしております。ご案内しております業者さんのお名前を読み上げさせていただきます。株式会社小泉組、沖田建設株式会社、株式会社丸和建设、株式会社中村組、株式会社洋武建設、末広工業株式会社、そして落札いたしました株式会社広田建設、次に向井建設株式会社の8社でございます。以上、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田室博志） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（田室博志） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[討論なし]

○議長（田室博志） 討論なしと認めます。  
議案第82号の採決を行います。原案どおり可決することにご異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（田室博志） 異議なしと認めます。よって議案第82号 総津地区農業集落排水処理施設（土木・建築）工事請負契約の締結については、可決されました。

~~~~~

日程第12 議案第83号 総津地区農業集落排水処理施設（機械・電気）工事請負契約の締結について
（説明、質疑、討論、採決）

○議長（田室博志） 日程第12 議案第83号 総津地区農業集落排水処理施設（機械・電気）工事請負契約の締結についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松下監理財政課長。

○監理財政課長（松下行吉） 失礼します。議案第82号 総津地区農業集落排水処理施設（機械・電気）工事請負契約の締結についてご説明いたします。総津地区農業集落排水処理施設（機械・電気）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決を求める。契約の目的でございますが、総津地区農業集落排水処理施設（機械・電気）工事でございます。契約の方法は指名競争入札でございます。契約の金額は、消費税及び地方消費税の額を含めまして、70,350千円でございます。この落札価格は設計価格に対しまして93.3%でございます。契約の相手方でございますが、松山市美沢一丁目9番1号 ダイキ株式会社 代表取締役 山下雄輔様でございます。平成17年8月1日提出。 砥部町長 中村剛志。提案理由でございますが、総津地区農業集落排水処理施設

(機械・電気) 工事契約の契約を締結したいので、砥部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものでございます。工事の内容でございますが、先程ご説明しました資料、下水道課からの建設工事の概要をご覧いただきたいと思いますと思いますが、施設の処理能力としましては、175m³/日最大でございます。放流水質はBOD20mg/ℓ以下、チッソ10mg/ℓ以下、リン1mg/ℓ以下で放流するというような施設であります。入札の執行状況でございますが、8社ご案内してございまして、ご案内業者について読み上げさせていただきます。株式会社クボタ四国支社、扶桑建設工業株式会社松山営業所、前澤工業株式会社広島支店、共和化工株式会社広島支店、ドリコ株式会社広島支店、アタカ工業株式会社広島支店、水道機工株式会社大阪支社、そして落札しましたダイキ株式会社の8社でございます。以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(田室博志) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長(田室博志) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[討論なし]

○議長(田室博志) 討論なしと認めます。

議案第83号の採決を行います。おはかりします。本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(田室博志) 異議なしと認めます。よって議案第83号 総津地区農業集落排水処理施設(機械・電気)工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。これで本日の議事日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。町長あいさつをお願いします。中村町長。

○町長(中村剛志) 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様には慎重にご審議を賜り、契約締結に関する議案、その他いずれもご議決、ご承認を賜りましたことに心から感謝を申し上げます。今後はご議決いただきました工事が適正に施行され、工期内に立派に完成できますよう、関係者一丸となって努力してまいりたいと思います。どうか、議員の皆様におかれましてもご指導、ご支援をよろしくお願い申し上げます。最後に、本当に厳しい暑さが続きますが、お体には十分気をつけられまして、お仕事に町政発展にご活躍・ご尽力賜りますようお願い申し上げます。お礼のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(田室博志) 以上をもって、平成17年第2回砥部町議会臨時会を閉会します。

午後 3時39分 閉会

地方自治法第123条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員